

問 1 配点（20点 解答用紙1枚以内）

独禁法の規制の柱の一つである私的独占（2条5項）と企業結合規制（第4章）の関係について、それぞれの規定において使用されている法文の文言の差異に着目した上、説明して下さい。

問 2 配点（40点 解答用紙2枚以内）

法務部の上司から、

「昨年の特禁法改正では、課徴金について大きな変更があったと聞いている。同じく、一般指定についても大きな変更があったと聞いているが、何がどう変わったのか現在の条文、一般指定を見ただけでは理解できない。

特禁法改正に関する要点のポイントを整理したレポートを作成して下さい。」

との指示があった。

指示されたレポートを作成して下さい。

問 3 配点 (40点 解答用紙 2枚以内)

X社の事業部の担当者Aと法務部員であるPとの間で次のようなやり取りが交わされた。

A:「X社の主力製品である甲について競業するY社から、「今後の甲製品市場の見通しや、市場動向、発展の可能性等について定期的に懇談する協議会」(甲製品市場状況協議会の設置)

を行うことについて申し入れがなされました。甲製品の事業部の担当部長であるBは特に相談することなく、同協議会に出席していました。同協議会には、Y社のみならず甲製品を製造販売しているZ社等4社が参加していました。同協議会では、甲製品の市場についての見通し、動向等について話し合いがなされているようです」

P:「この4社及びX社の甲製品市場のシェア、その他市場の状況はどのようになっていますか」

A:「4社の合計シェアはそれぞれ均等の5%で合計20%、X社のシェアは10%です。なお、同協議会に属しておらず他に甲製品を製造販売している会社は5社ありますが、これらの合計シェアは70%となっています」

P:「X社の主力製品については、甲製品以外にも乙製品がありますが、Y社、Z社ら4社は乙製品を製造販売していますか？」

A:「Y社、Z社は乙製品も製造販売していますが、他の2社は製造販売していません。」

P:「乙製品の市場の状況はどのようになっていますか？」

A:「乙製品市場は3社で独占しており、そのシェアはX社、Y社、Z社がそれぞれ30%、60%、10%割合となっております」

P:「甲製品、乙製品の品質等はどのように違うのですか？」

A:「乙製品の高級版が甲製品と見て頂いて良いかと思えます。実際、甲製品の需要者の殆ど全てが国、地方公共団体等となっています。乙の需要者には国、地方公共団体等は含まれておらず、廉価製品をもとめている民間企業となっています」

以上の状況の下で次のような事情が発覚した。

甲製品市場状況協議会の会合では、販売価格、販売量、販売先等の情報をそれぞれ開示している。

なお、同協議会では、独禁法に違反するような行為は一切行わない旨の合意がある。

(問)

本事例について、法務部員Pの立場から、独禁法上の問題点を指摘したレポートを作成して下さい。